

平成30年度事業計画の実施について

～知財の輪の更なる拡大を目指して～

重点政策

- (1) 知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善
- (2) 会員にとって有益な施策の充実
- (3) 中小企業への知財支援と知財の普及活動の強化
- (4) 日本弁理士会の組織改革の推進

（１）知的創造サイクルの活性化と、弁理士の業務環境の改善

IoT、ビッグデータ、人口知能に代表されるデジタル・ネットワーク分野の技術革新の波に押されて、第四次産業革命が進行しつつある。しかし、出願件数の低下にみられるように、我が国の知的創造活動は低迷し、知的創造サイクルの流れは先細り傾向にあり、このままでは変革の時代に乗り遅れてしまう。

来る時代を乗り切るためには、知的創造サイクルの活性化が必要であるが、そうすることは近年悪化している弁理士の業務環境改善にもつながる。

上記観点に立ち、本年度は昨年度の経験を活かしつつ、知的創造サイクルを活性化させ、併せて弁理士の業務環境の改善を図ることを主眼にした各施策を実施した。

① 弁理士のコア業務の充実

企業数に対して出願数割合の少ない中小企業の知財マインドを向上させ、その潜在能力を引き出せれば、弁理士のコア業務拡充につながり、知的創造活動を活性化させる可能性がある。この観点から以下A～Hの施策を実施した。

- A 「知財広め隊」の積極的な活用
- B 弁理士知財キャラバンの積極的な活用
- C 支援による活用事例の創出とその利用
- D 大企業への働きかけ
- E 出願経験があるクライアントへの対応能力の強化
- F 権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進
- G 海外へのアピール
- H 産学連携活動の支援

各施策の取組み状況、実施状況は以下のとおりである。

< A 「知財広め隊」の積極的な活動 >

「知財広め隊」（以下、広め隊）を53箇所で開催した。昨年度の55箇所と合わせると、開催実績は2年間で全都道府県108箇所に及んだ。7月26日島根県松江市では知財高裁の高部真規子所長と特許庁の今村玲英子審判部長を講師に招いて開催し、平成31年2月8日には初回開催地だった福島県郡山市にて開催した。このうち全国10箇所で特許庁主催企画である巡回特許庁とコラボレーションを行い、広め隊セミナーを併催する形式で実施し、特許庁から高い評価を得た。当該地域の経済産業局、地方公共団体、商工会議所、商工会、発明協会、金融機関等とのネットワークが着実に構築され、各地域における知財活用化に貢献できたと考える。

広め隊は、当初予定していた2年間の実施を完了したことから、一旦本会主導の開催は終了するが、巡回特許庁とのコラボレーションについては、特許庁からの要請があった場合には、継続を検討する。

<B 弁理士知財キャラバンの積極的な活用>

- ・ 昨年度、知財広め隊と弁理士知財キャラバンとのコラボレーションにより新規クライアントの見極め・発掘を行った結果として3件を処理した。これに加え「通常支援型キャラバン」として10件、「特定支援型キャラバン」として1件を受け付けた。
- ・ 2月に弁理士知財キャラバンの仕組みの見直しを行い、従来の支援企業への提案までの対応に留まらず実行支援まで行う「特定支援型キャラバン」(全6回訪問)に一本化して試行した。また、これらの成果を会員に還元できるよう、コンサルティング事例をまとめた事例集を作成する準備を行った。

<C 支援による活用事例の創出とその利用>

- ・ キャラバン事業の事例集を作成して、会員のコンサルティング能力向上を目指す。本年度、経営デザインシート及びローカルベンチマーク普及ワーキンググループを立ち上げて、経営デザインシート等を作成し、事例を会員に還元できるよう活動を行った。事業拡大が予想される中小企業2社に対して経営デザインシートを作成し、今後会員に還元できるよう準備を行った。

<D 大企業への働きかけ>

- ・ 互恵的な信頼関係を築くことを目的とし、関係団体連携促進ワーキンググループを設置し、経済産業省及び農林水産省等の行政機関、裁判所を含む立法・司法機関、日本弁護士連合会等の他土業、日本知的財産協会及び大学技術移転協議会（UNITT）等のユーザ団体、日本知財学会等の学術団体、日本医療研究開発機構（AMED）等の権利者団体との連携促進を図った。

<E 出願経験があるクライアントへの対応能力の強化>

- ・ 研修関連では、標準必須特許やAI特許、三極をはじめとする国内外の知財制度等に関する専門的かつ高度なテーマでの研修を実施した。
- ・ 貿易円滑化対策委員会において、水際対策として企業の模倣品対策の実態と税関における模倣品取締り制度の活用セミナーを名古屋（4月）、神戸（6月）、千葉（1月）で開催した。

< F 権利化意欲の増大、とりわけ実用新案、意匠及び商標制度の活用促進 >

- ・ 特許委員会において、昨年度行ったアンケート結果に基づき、ダイレクト拒絶査定を抑制する制度、第三者の監視負担の軽減を考慮した3トラック審査システム、合議体審査請求制度等の特許の権利化意欲の向上に寄与する改善策を検討した。また、第四次産業革命を踏まえて請求項に記載すべき発明のカテゴリ、及び、AI 関連発明やデータの保護における製法クレーム及び方法クレームの効力について検討した。
- ・ 意匠委員会において、意匠法改正・意匠審査基準改定に関して意匠制度小委員会・審査基準ワーキンググループに対して意見を述べ、意見書を提出した。会員への法改正動向周知もタイムリーに行った。
- ・ 商標委員会において、商標法改正・商標審査基準改定に関して商標制度小委員会・審査基準ワーキンググループに対して意見を述べ、意見書を提出した。出願人及び代理人にとって利用しやすい制度と運用への改正を求める要望書を提出し、採用された。

< G 海外へのアピール >

国際活動センターにおいて、下記活動を行った。

- ・ 中華全国専利代理人協会にて、日本の特許制度、知財裁判制度に関しリクエストされたトピックスについてプレゼンを行った。
- ・ 中華商標協会の年次大会にて、日本の商標制度に関しリクエストされたトピックスについてプレゼンを行った。
- ・ IPO (米国) 年次総会で、ブース出展して日本の知財制度について説明すると共に、アジア委員会の会合においても日本の知財制度についてプレゼンを行った。
- ・ AIPLA (米国) Pre-Meeting にて、二日間にわたり日本の知財制度についてプレゼンを行った。
- ・ AIPLA (米国) Mid-Winter Meeting にて、日本の知財制度についてプレゼンを行った。
- ・ ジェトロ ニューデリーに会長室員を派遣した。
次年度ジェトロ バンコクへの派遣を復活させる方向で次年度へ引き継いだ。
- ・ 日本弁理士会の活動を海外に向けて発信できるよう、日本弁理士会の英文ウェブサイトについて検討し、次年度に改修できるよう準備を行った。

< H 産学連携活動の支援 >

日本知財学会において、下記活動を行った。

- ・ 11月9日、日中韓連携知的財産シンポジウム（特許庁、日本知財学会と共催）を開催した。
- ・ 12月1～2日、日本知財学会主催第16回年次学術研究発表会を協賛開催した。

② 弁理士の周辺業務の充実

権利化業務以外の下記周辺業務の充実を図るべく、知的財産経営センターを中心として種々の取組みを進めた。

<知財経営コンサルティング>

支援弁理士又は推薦弁理士による知財経営コンサルティングを実行した。技術情報の秘匿化業務（タイムスタンプを利用した技術情報の秘匿化業務を含む）及び標準化を含めたオープン&クローズ戦略や知財契約についてもコンサルティング業務に含めている。推薦弁理士のコンサルティング手法については、研修により会員に還元できるようにすることを検討した。

<知財ビジネス評価書>

特許庁等からの依頼による知財ビジネス評価書を4件提供した。その作成方法については、研修により会員に還元した。簡易評価手法を見直して価値評価ガイドの更新版を発行するとともに、知財経営コンサルティングマニュアルに事例を追加して更新版を作成した。

<技術標準>

会員が技術標準と価値評価を組み合わせた業務を提供できることを目指し、仮想事例の作成を検討した。

標準については、既に日本規格協会（JSA）と具体的案件についての共同企画が開始され、そこで得られた知見を会員に広める方向で進行中である。周知手段の一つとして、継続研修のカリキュラムに入れることが決定した。

<知的資産経営報告書>

- ・ パテントマップを利用した知的資産経営報告書についての研修を行った。知的資産経営報告書におけるローカルベンチマークの活用に取り組んだ。

知財金融の取組みに関しては、動向及び課題についての研修を行った。また知財保険やベンチャー企業における知的資産経営の実態についての研修も行った。

- ・ 弁理士の周辺業務である「特許調査解析」「標準化戦略」「著作権ビジネス」につい

ては、「弁理士業務標準」に掲載することで、会員への導入促進を図った。

このうち「著作権ビジネス」関連で弁理士が関与できそうなものについては、8月の時点で抽出を完了した。今後これを実務レベルにもっていくことにつき、料金の点もまじえて検討した。

③ 世界の知財制度の流れを見極めた対応

国際的課題に各国弁理士会・関連団体と連携して対応できるよう、弁理士がより一層活躍しやすい環境を実現すべく、様々な交流会を開催した。

- ・ AIPLA(米国)日本委員会メンバーが来会、交流会開催
- ・ 大韓弁理士会が来会、日韓交流会を開催
- ・ 中華全国専利代理人協会を訪問、日中交流会を開催
- ・ 台湾弁理士会が来会、日台交流会を開催
- ・ AIPLA(米国)日本委員会メンバーと AIPLA 年次総会 Pre-Meeting にて交流会を開催
- ・ 中華商標協会が来会、日中交流会を開催
- ・ IPO(米国)アジア委員会メンバーが来会、交流会を開催
- ・ 第5回プレジデントミーティング（北京で開催）に出席、交流会を開催、ミーティング前に日中韓交流会を開催
- ・ AIPLA(米国)日本委員会メンバーと AIPLA Mid-Winter Meeting にて交流会を開催
- ・ 英国弁理士会（CIPA）、英国商標弁理士会（GITMA）が来会、交流会を開催

④ 事務所経営改善支援

厳しい事務所経営を余儀なくされる現状において、事務所経営の合理化支援、経営の見える化に役立つ施策実現のために取り組んだ。

- ・ 経営分析ソフトについては、その有用性と実用性、実効性を検討した。
- ・ 事務所の経営改善については、専門家による机上の理論だけではなく経営実践者の話を聞くべきだとのことで、セミナーを開催した。セミナー案内開始から1時間たたないうちに満席となり、会場を変更して対応した。体験者・実践者の話の方が役に立つと考えられているようである。

⑤ 支部における会員の活躍の場の拡大

- ・ 地域において会員の活躍の場を広げるために、地域知財活性化本部を創設し、複数の附属機関及びワーキンググループで協力する体制で活動した。本年度は、福島県と福岡県を担当するメンバーを加えて、重点的に支援して効果確認を行なってい

る。

- ・ 広め隊の開催により、支部会員に活躍の場を提供することができた。広め隊の開催を新聞記事に掲載してもらうことにより、参加者を確保すると同時に、開催地域の弁理士の士気を高めることができた。また、開催後に、その内容が新聞記事や地元の経済誌に掲載されたことで、当該広め隊開催地域の弁理士の知名度を高めることができた。
- ・ 知財経営センターが行う知財キャラバンと支部との連携により、地域中小企業・ベンチャーの知的資産経営の支援を行った。
- ・ 本年度は、香川県で行った支部サミットにおいて、本会と支部における研修及び広報の連携強化についても議論を行った。
- ・ 広報センターにおいては、本会と各支部が連携をとり得る広報についてアンケート及び支部との意見交換を行った。意見交換を受けて比較的人数の少ない支部の広報物の作成支援や地方紙等との連携について検討した。ノベルティやパネル等、日本弁理士会全体で使える広報物の情報共有を図った。
- ・ 国際活動センターにおいては、東海支部の国際活動であるベトナム派遣と、近畿支部の国際活動である中国広州・深圳派遣、及びイスラエル派遣に、センターから同行派遣し、支部の国際活動をサポートした。

⑥ 非弁行為の取締強化等

- ・ 業務対策委員会において、非弁が疑われる案件（商標出願の代理を 900 件、330 件、90 件程度行っている個人及び法人）の調査を行った。これら以外に会員から新たに情報提供を受けた悪質な非弁案件を調査した。
- ・ 近年、企業が出願の代理を行うかのようなウェブサイトが増えてきており、このような企業の活動が非弁行為に該当するかどうか検討を行った。
- ・ 非弁調査は業務対策委員会だけでは限界があるため、11 月に特許庁と、東京司法書士会と、それぞれ情報交換会を行った。

⑦ 弁理士倫理上問題のあるウェブサイトへの調査・対応

- ・ 弁理士倫理上問題となる恐れのあるウェブサイトについては、一部を除いて抽出を完了している。一部の会員については、現行の広告ガイドラインを用いて自主的な是正の申し入れを行った。
- ・ 会員の広告に関するガイドライン及び事件の受任についてのガイドラインの見直し検討し、これらのガイドラインの改定案を作成した。また、公正取引委員会の指

針に対応するため、第三者である弁護士にチェックを経た後、これを公表しパブリックコメントの募集を行った。その後、新広告ガイドラインを電子フォーラムに公表し周知を図り、会員の適正なウェブサイトの運用に資することとした。

(2) 会員にとって有益な施策の充実

① 業務に即した研修の一層の充実

知財コンサルティング研修を一層充実させ、同研修修了者のレベルアップを図った。ある程度実務経験を積んだ弁理士を対象として、演習型の実務研修を拡充した。将来的には、権利化業務に限らず、周辺業務を含め、更なる実務能力のレベルアップを図るラインナップを目指す。その実現を目指して、種々の研修を追加実施した。

- ・ 特許法・弁理士法改正、不正競争防止法改正についての研修を義務化し、10月より実施している。
- ・ 仮想事例を含む知財経営コンサルタント育成プログラム研修を行った。研修はオープンとし、評価人候補者を含む会員を対象とした。
- ・ 弁理士制度小委員会の報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」に基づき、基礎的知識の習得を義務化し、平成31年1月より開始した(G弁研修)。引き続き、高度かつ専門的知識を習得するための研修(S弁研修)の実施ならびに準備を進めた。
- ・ 日本規格協会が実施する標準化セミナー「戦略的標準化活用基礎講座」、「規格開発エキスパート講座」の周知を実施した。
- ・ 知財価値評価セミナーを開催した。

② 企業内弁理士と事務所経営又は勤務弁理士による企業知財戦略の検討

- ・ 事務所弁理士及び企業弁理士と、仕事上の相手方との信頼関係構築のための課題と対策について、事務所弁理士と企業弁理士の間の意見交換会を10月に開催した。

③ グローバル知財人材の育成

- ・ 外国の知財関係組織との交流等の国際的活動に一般会員がより係わりやすくする運営を実施した。
- ・ 前年度に引き続き、英語によるプレゼンやディスカッション能力向上を目的としたグローバル人材育成研修を開催した。また、国内外の大学(慶應義塾大学や New Hampshire 大学)との国際関連の共催セミナー開催等の方策によって会員の国際力強化を図った。

④ 会員に必要な情報の提供

- ・ 会員にとって必要な情報がタイムリーかつ容易に入手できるようにするため、現在の電子フォーラムの答申書・報告書フォルダ内の実務系（特実意商）の下層に「特許委員会、意匠委員会、商標委員会…」、実務系（その他）の下層に「不正競争防止法委員会、著作権委員会…」、会務系の下層に「例規委員会、役員制度改革委員会、総合企画運営委員会…」等の組織別フォルダを作り、会員が目的の書類を閲覧・入手しやすいようにした。

⑤ 事業承継システムの充実

- ・ 事業承継のよりスムーズなマッチングを実現するための会員マッチングセミナーを継続して開催した。それに加え、金銭的な争いで承継がうまくいかなくなることを防ぐために、適正な譲渡価格に関するセミナーを開催した。

⑥ 日本弁理士会の財務環境の検証

- ・ 本年度は附属機関・支部の予算について事業毎に検討して予算削減を行った。
 - 一般会計事業活動支出では前年比約 1 億 5,200 万円、6.1%の減額計上、特別会計研修事業費支出では前年比約 7,500 万円、14.4%の減額計上とした。
- ・ 会務活動についての交通費が会費収入の割程度まで増えていたため、本年度は航空機利用については領収書等の提出をしていただくよう変更した。会員交通費の支出については、一般企業では「実費支給」で、領収書提出が必須となっていることが一般的であることより、次年度以降は、鉄道利用についても移動距離が 700km を超えるものについては領収書を提出していただくこととした。

この結果、会員旅費交通費の経費が前年度 1,700 万円の赤字計上が、本年度は、前年度に比べ 4,000 万円の削減をすることができ予算内の水準とすることができた。

（3）中小企業への知財支援と普及活動の強化

① 中小企業への知財支援

- ・ 中小企業支援として、支部との連携により推薦弁理士による質の高いコンサルティングを提供した。クライアントとの事前協議により、その結果を事例として研修で用いられるようにした。多くの会員が知財価値評価書、知財ビジネス評価書等の提供、コンサルティングの提供ができるようにして、中小企業の知財支援に役立てた。
- ・ 弁理士ナビのマッチング制度強化のため、弁理士ナビの改修を検討した。改修の方

向性を確認すべく特許庁と意見交換会を行い、ユーザの観点からの意見を収集すべきとの結論に達した。そこで弁理士及び各支部の無料相談室利用者へのアンケートを実施したところ、事務所弁理士 337 名＋企業弁理士 178 名、無料相談室利用者 72 名から様々な意見や要望があがった。

- ・ 東京都知的財産総合センターを訪問し、同センターの所長ほか、相談員、中小企業 9 社の関係者と弁理士ナビについて意見交換を行った。その結果、改善すべき事項として下記 3 点を選定し、これを今後の課題として次年度への引継ぎ事項とした。
 - i) 従前からある検索システムの情報の拡張や深度を深めること
 - ii) 外部システムとの連携可能性を含めたシステム見直しを検討すること
 - iii) 検索の絞込み機能の使い勝手の向上を検討すること

② 知財の普及活動の強化および弁理士の知名度向上

本年度は昨年度の第 2 回臨時総会で決定した広報戦略策定を受け、広報戦略第 1 フェーズ第 1 年目の施策を実施した。これからの時代を担い、かつ情報拡散性が高い年代であることを理由にターゲットとした「20 代・30 代のビジネスパーソン」向けの施策として、下記を行った。

- i) ウェブサイトのバナー広告
- ii) SNS を利用した広告
- iii) 交通広告
- iv) ブックカバー広告
- v) 丸の内 KITTE で足立梨花さんを招いたイベント開催し、各種メディアで取り上げられた。

その後の効果測定によれば、目標とした弁理士名称認知度 2～3%の上昇率に対して、3.1%の上昇率となった。

本年度の調査結果を検証して修正を加えながら、次年度の広報戦略につなげる。

(4) 日本弁理士会の組織改革

① 委員会等の適正化

- ・ 委員会数及び委員数の適正化の観点から、委員会を一つ削減し、その委員会の一部の役割を他の委員会で吸収するようにした。また、適正な委員数となるよう、委員数の削減を行った。
- ・ 昨年度から始まった会長推薦制度は倫理研修を行う 5 年の 1 年毎に行っていることから、5 年間は継続して行って結果を検証するとの方向性で、本年度も実施した。

- ・ 会長室にて、過去と本年度の諮問を整理し、この結果を次年度会務検討委員会に回付した。

② 中長期的な課題の検討組織の設置と活用

- ・ 中長期課題検討委員会では、第四次産業革命等による産業構造の変化、働き方の価値観等に関する人の意識の変化、社会情勢の変化が知的財産にどのような影響を与えるかについて外部のシンクタンクに依頼し、知的財産に関わる専門職にどのような影響を与えるかに関して議論されている文献を調査した。

その調査結果を踏まえ、知財政策の観点からの変化に伴う課題等に関し、本年度の執行役員会、次年度会務検討委員会等に有益な情報を年末までに中間報告し、年度末までに最終報告を行った。シンクタンクからの調査結果の要約版については会員に還元できるようにした。

- ・ 新しく中長期的な観点から課題等を収集する課題調査ワーキンググループを設置し、次年度会務検討委員会に委員会数、委員数、諮問の適正化及び日本弁理士会の中長期の課題等のために必要な調査・情報が提供できる仕組みを構築し、次年度会務検討委員会への情報の提供を行った。

③ 本会と支部との間及び各支部間の情報の共有化の促進

- ・ 4～1月までの合計45回の役員会におけるテレビ会議の利用率は、7割弱（31回）となっており、役員の出張時間と旅費の削減に貢献した。

また、テレビ会議よりも安価かつ柔軟に運用できるインターネット会議システムを積極活用するため、情報企画委員会が中心となり、防災会議、弁理士業務標準化委員会、経営基盤強化委員会の4つの委員会において適切なサービスと機材の試験運用を行った結果、インターネット会議システムの新たな機種を選定した。

④ 各支部規則の改正ならびに支部の役割の充実

- ・ 各支部の名称を「日本弁理士会〇〇支部」から「日本弁理士会〇〇会」に変更するための準備を進めた結果、平成31年4月1日から新名称を使用することになった。

なお、支部名称の変更に伴って、本会と地域会の位置付けに変更はない。また、従来各支部において使用していたロゴ等文言の統一を図った。

(5) 重点政策以外の取組

① 弁理士法改正

- ・ 弁理士法改正検討項目として、下記を挙げた。
 - i) 一人法人の導入の是非、ii) 法人名称の検討、iii) 周辺業務の標榜業務化、iv) 第 75 条「報酬を得て」要件の撤廃、v) 弁理士試験制度、登録前研修制度
- ・ 年明けより会員内外にアンケートを実施し、弁理士法改正に備えた調査を行った。
- ・ GI 等の農林水産関連事項の弁理士法改正も進めるべく、活動を行った。

② INPIT 近畿統括本部への協力

- ・ INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）との連携・協力事業等を推進した。
 - 具体的に、近畿支部会員が INPIT-KANSAI の事業、機能、活動を十分認識できるようにするため、INPIT 関係者を講師とする研修会を各県で実施した。
- ・ 「INPIT-KANSAI 一周年記念フォーラム」が 9 月 3 日に開催され、支部役員はじめ多くの会員が参加し、盛会のうちに終了した。
- ・ 「INPIT-KANSAI」につき、この 1 年の取組みをテーマに取材を実施し、その内容を近畿支部ウェブサイトに掲載した。
- ・ 「INPIT-KANSAI」における出張面接審査及びテレビ面接審査の利活用促進に近畿支部が協力した。

③ 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

- ・ 月刊誌「パテント」、季刊誌「パテントアトニー」で「スポーツと知的財産」を取り上げた。関東支部でオリンピック・パラリンピック応援ロゴを付してイベントを行った。

④ 弁理士制度 120 周年記念事業の開催準備

- ・ 弁理士制度 120 周年記念事業準備委員会で準備を行った。
- ・ 令和元年 7 月 1 日に弁理士制度 120 周年記念事業を開催するため、ホテルニューオータニを式典会場として選定した。記念式典での記念講演は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長の武藤敏郎氏に依頼した。
- ・ 120 周年記念事業のロゴを決定し、商標登録（第 6115818 号）を行い、日本弁理士会の広告宣伝用のグッズ等に使用を開始した。

⑤ 弁理士法に基づく事務・事業への取組

- ・ 中長期的な弁理士倫理の抜本的見直しを検討した。特に下記①～③について優先的に検討を行った。

①弁理士以外の者への報酬分配の制限規定

②複数の弁理士が一つの特許事務所に所属する共同事務所所属の弁理士について、他の弁理士との間の利益相反及び秘密保持規定

③弁理士の専権業務について紹介料の支払いを禁止する規定

このうち③については、会員に与える影響が大きいため、総合政策企画運営委員会において導入の是非について検討を行った。

上記①弁理士以外の者への報酬分配の制限規定、及び ③弁理士の専権業務について紹介料の支払いを禁止する規定については、本年度新たに設けた隣接士業等検討ワーキンググループで更に検討を行った。

・その他の弁理士倫理の抜本的見直しとして、下記をあげる。

(1) 検討の優先順位が高いと考えられる事項として、

① 従たる事務所の位置付け、事務所名称に関するルール等の明確化

② 有利な結果となることの請け合い等の禁止規定の検討

(2) これら以外の見直し事項として、検討すべきと考えられる 14 の項目について、今後の検討項目として抽出した。

⑥ その他

・ パテントコンテスト委員会において、上半期に全国各地の学校に出向いて事前セミナーを行った結果、パテントコンテスト応募件数は 538 件、デザインパテントコンテスト応募件数は 650 件と増大した。下半期に選出された 61 件の出願支援対象作品につき生徒・学生の居住地の支部の会員に指導弁理士を依頼し、出願までの指導を行う。その中から優秀作品を選出して日本弁理士会会長賞、震災復興応援賞を贈呈した。

・ 主たる事務所、従たる事務所の実態調査を実施し、主たる事務所と従たる事務所の利用状況、支部への活動状況を把握し、今後の会務運営に役立つ資料とした。併せて、事務所の危機管理体制等についても簡単な調査をした。

以 上